動物に関する帳簿(例示)：表面

**動物に関する帳簿** 例示様式(法第21条の5関係)

**生体情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※1品種等の名称 |  | 性別 | おす・めす去勢：未・済避妊：未・済 |
| 毛色 |  |
| 生年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日生(確定・推定※2) |
| ﾏｲｸﾛﾁｯﾌﾟNo. |  |
| * 繁殖者
* 輸入者
* 譲渡者
* 捕獲者※3
 | 氏名又は名称 |  |
| 登録番号又は所在地 |  |
| 仕入れ業者(繁殖者と異なる場合) | 氏名又は名称 |  |
| 登録番号又は所在地 |  |
| 所有者(所有権が移転していない場合のみ記載) |  |
| 特記事項 | 病歴・ワクチン接種履歴 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  |
| 令和　　年　　月　　日 |  |
| 遺伝性疾患の有無 | 無・有（ ） |
| 備考 |  |

※1　犬猫等販売業者は個体ごとに、その他の動物販売業者は品種等ごとに帳簿を作成してください。　※2　推定は輸入等された動物で生年月日が明らかでない場合のみ選択できます。　※3　捕獲された動物の場合、当該動物を捕獲した場所を備考欄に記載すること。

11

動物に関する帳簿(例示)：裏面

**仕入れ(所有・占有)・販売(引渡し)歴**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入れ日(所有・占有日) | 令和　　年　　　月　　　日 | 販売日(引渡し日) | 令和　　年　　　月　　　日 |
| 販売・引渡し先 | 氏名又は名称 |  |
| 登録番号又は所在地 |  |
| 関係法令遵守の確認 | 動物の愛護及び管理に関する法律第12条各号のいずれかに該当が□ ありません |
| 重要事項説明の確認 | 同法律第21条の1又は同法第21条の4の規定に基づく説明を□ 理解しました |
| 販売担当者氏名 |  | 販売・貸出し重要事項説明 | □ (対面)説明(次表の事項)□ 現物確認 |
| 貸出しの目的 |  | 貸出期間 | 令和　　年　　　月　　　日から令和　　年　　　月　　　日まで |
| 死亡日 | 令和　　年　　　月　　　日 | 死亡理由 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **販売・貸出しにあたって(対面)説明が必要な事項** | **販売** | **貸出し** |
| **業者間** | **一般顧客** |
| 1. 品種等の名称
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 適切な給餌及び給水の方法
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 適切な運動及び休養の方法
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. チ（八）に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 性別の判定結果
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 | 〇 | 〇 |  |
| 1. 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 1. 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 | 〇 | 〇 | ― |
| 1. イからレ（一般顧客：一から十七）（貸出し：イからヌ）までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
 | 〇 | 〇 | 〇 |